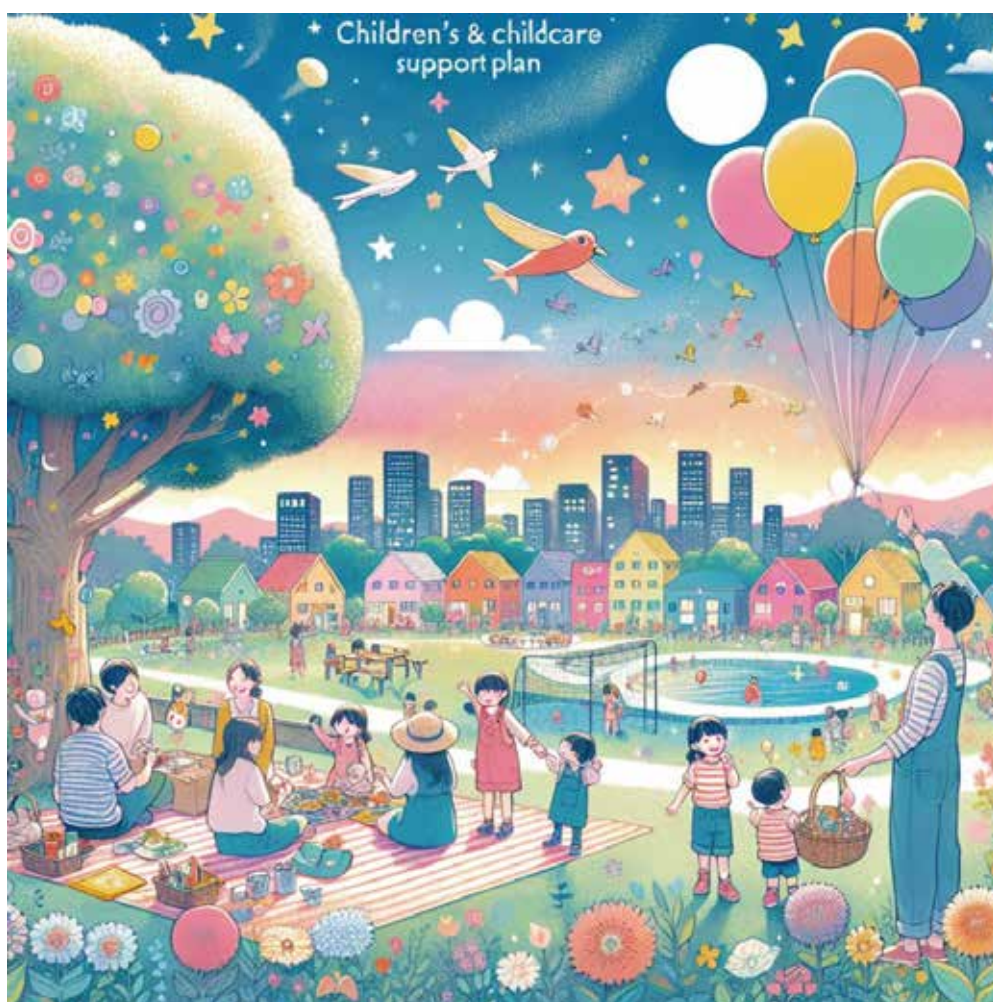


第 3 期

日向市子ども・子育て 支援事業計画

令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度



日向市

計画の趣旨と位置づけ

1 計画策定の背景・目的

本市では、平成27(2015)年3月に「日向市子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年3月に「第2期日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てを地域全体で支える体制を構築するため、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進してまいりました。

この度、令和7(2025)年3月に第2期計画が終期を迎えることから、第2期計画での取組の成果と課題、子ども・子育て支援に関する新たなニーズ等を踏まえ、「第3期日向市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

また、有効期限が令和6(2024)年5月の改正により、令和17(2035)年3月まで再延長されたことに伴い、同法の基本理念を踏まえた計画とします。

また、上位計画である「第3次日向市総合計画・前期基本計画」の実現を目指した子育て分野の計画であることから、各関連計画との整合性を図りながら政策を推進します。

さらに、本計画は、様々な子育て支援施策がSDGs※（エスディジーズ／持続可能な開発目標）の推進につながるものであると考え、本計画の基本目標をSDGs達成に向けた取組として位置づけます。

※SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、「誰一人取り残さない」「よりよい地球をつくるために」2030年までに国際社会が一丸となって取り組むべき国際目標です。貧困や飢餓、教育、ジェンダー、保健、環境、防災、エネルギー、経済格差や気候変動などの世界が掲げる課題に対して、先進国、途上国が共に協力しながら、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットからなります。



将来児童人口予測

下記は、令和6（2024）年度に各4月1日現在の住民基本台帳による実績人口等をもとに「コーホート要因法※」及び女性の15歳から49歳までの5歳階級別人口及び出生数を勘案し実施した、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの児童人口推計です。

（単位：人）

区 分	実 績	人推計				
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
人 口	58,264	57,666	56,817	56,095	55,152	54,111
児童人口 (0～11歳)	5,580	5,371	5,167	4,956	4,768	4,577
(総人口比)	9.6%	9.3%	9.1%	8.8%	8.6%	8.5%
増減数	—	△209	△204	△211	△188	△191
0歳	365	352	334	322	311	299
1歳	362	366	352	334	322	311
2歳	428	371	374	360	342	330
3歳	400	413	358	361	347	329
4歳	472	401	414	359	362	348
5歳	426	475	404	417	362	365
0～5歳合計	2,453	2,378	2,236	2,153	2,046	1,982
増減数	—	△75	△142	△83	△107	△64
6歳	505	426	475	404	417	362
7歳	497	516	435	485	412	425
8歳	502	492	511	431	480	407
9歳	532	496	486	505	426	474
10歳	535	532	496	486	505	426
11歳	556	531	528	492	482	501
6～11歳合計	3,127	2,993	2,931	2,803	2,722	2,595
増減数	—	△134	△62	△128	△81	△127

※コーホート要因法：過去5年間の住民基本台帳による性別・年齢階級別人口を基礎に、その間の人口変動要因の数値が将来も変わらないと仮定して推計しています。

計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

みんなで支え 育て育ちあうまち ひゅうが

(2) 基本目標

【基本目標1】 こどもが心豊かにいきいきと育つまちづくり

こどもの人権を尊重し、安全で安心な育ちの環境を保障する中で、こども自身が家庭、学校、遊び、様々な体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、次代を担うのにふさわしい人づくりができるように環境整備等を進めます。

【基本目標2】 安心してこどもを産み、愛情豊かに育てられるまちづくり

子育てに感動や喜びを感じ安心してこどもを産み育てることができる環境や、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てについての支援・相談体制の整備を進め、こどもを産み育てたいと思う人の悩みや不安の解消、負担の軽減を目指します。

【基本目標3】 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

男女がともに協力して子育てをしながら働くことができるよう、保育サービスの充実を図るとともに、仕事と家庭生活の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方を企業等とともに促進します。

【基本目標4】 こどもと子育てを地域で支えるまちづくり

地域社会の役割は、子育てへの側面支援です。こどもの成長を温かく見守り、「ひとりで子育てをしているのではない」と思える地域づくりを目指します。

計画の施策体系

基本理念

みんなで支えて育ちあうまちひょうが

【基本目標１】 こどもが心豊かに いきいきと育つまちづくり

主要施策

(1) こどもの最善の利益を図る

- 1 こどもの権利擁護・意見の反映
- 2 児童虐待の早期発見・早期対応
- 3 こどものための相談事業の充実

(2) 豊かな心と生きる力を育む
教育環境の整備

- 1 家庭の教育力の向上
- 2 生きる力を育む教育の推進
 - ・ 幼児教育の充実
 - ・ 学校教育の充実
 - ・ 地域社会における教育力の向上
- 3 次代を担うづくり
- 4 こどもの遊び場・居場所づくり

【基本目標２】 安心してこどもを産み、愛情豊かに育てられるまちづくり

(1) 子育てや子育て家庭への支援

- 1 育児家庭への支援
 - ・ 子育てに対する不安の軽減
 - ・ 子育て親子の交流の促進
 - ・ 緊急時等やりフレッシュのための支援
 - ・ 子育て支援情報の提供
- 2 経済的負担の軽減

(2) 特に支援を必要とする
こどもと家庭へのきめ細やかな取組の推進

- 1 ひとり親家庭への自立支援
- 2 病気や障がいのあるこどもへの支援
- 3 保護者に病気や障がいのある家庭への支援
- 4 外国につながる幼児への支援・配慮

(3) 母親とこどもの健康の確保・
増進

- 1 妊娠、出産への支援
- 2 親子の健康への支援
- 3 小児医療の充実
- 4 食育の推進
- 5 思春期保健の推進

(4) こどもと子育てにやさしい
安全な生活環境の整備

- 1 子育てに配慮した環境の整備
- 2 乳幼児の事故防止の推進
- 3 交通安全対策の推進
- 4 犯罪等の被害にあわないための教育の推進

【基本目標３】 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

(1) 雇用環境の整備促進

- 1 就労環境の改善

(2) 多様な保育サービスの充実

- 2 保育の充実
 - ・ 保育事業の充実
 - ・ 放課後児童対策

(3) 男女共同参画意識の啓発

- 3 意識の啓発

【基本目標４】 こどもと子育てを地域で支えるまちづくり

(1) 地域における子育て支援
体制の整備

- 1 地域ぐるみの子育て支援の意識啓発
- 2 子育て支援の拠点整備
- 3 公共施設等の活用
- 4 人材の活用、資質の向上
- 5 子育て支援ネットワークづくり

(2) こどもを見守る地域の連携

- 1 こどもを見守る地域の連携
- 2 犯罪からこどもを守るための活動の推進

新たな取組

【基本目標 1】 こどもが心豊かにいきいきと育つまちづくり

(1) こどもの最善の利益を図る

主要施策 1：こどもの権利擁護・意見の反映

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 こどもの意見聴取・ 政策への反映	アンケート調査等により、こども・若者の意見を幅広く聴取します。 また、聴取した意見については、効果的な施策の推進に活かします。 政策目的に応じた意見聴取の方法と聴いた意見の政策への反映手法について検討を行います。	こども課 全課

主要施策 2：児童虐待の早期発見・早期対応

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 こども家庭センター の設置	母子保健と児童福祉が一体となった相談支援体制の拡充へ向けて専門職員を配置し、「こども家庭センター」を令和 7 年度に設置し、家庭支援事業及び関係機関・民間支援団体との連携を推進します。	こども課

主要施策 3：こどものための相談事業の充実

関連施策	事業内容	担当課
【拡充】 こどもへの相談支援 体制の充実	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを配置または活用し、児童・生徒の悩み相談や不登校傾向の児童・生徒のカウンセリング等の充実を図ります。	学校教育課
	日向市教育支援センター「ひまわりラウンジ」に教育相談指導員を配置し、ひまわりラウンジや家庭において、学習指導や教育相談の充実に努めます。	学校教育課
	日向市青少年相談室で、面談や電話、メールを通して、生活面、学習面などの相談を受け、家庭や学校での接し方等を助言します。	文化・生涯 学習課
	社会福祉士、保育士、保健師、看護師等の専門職員を配置し、相談業務の充実を図ります。	こども課
	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターを設置します。	こども課

(2) 豊かな心と生きる力を育む教育環境の整備

主要施策2：生きる力を育む教育の推進

【幼児教育の充実】

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 インクルーシブ保育 の充実	すべてのこどもが分け隔てなく、適切な支援を受けながら保育の現場で集団生活を送る「インクルーシブ保育」を充実させます。	こども課
【新規】 幼児教育アドバイザー の配置・確保	教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。	こども課

主要施策4：こどもの遊び場・居場所づくり

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 図書館の整備	こどもや子育て世帯の居場所となる図書館複合施設の整備に向けて取組ます。	図書館 こども課 総合政策課

【基本目標2】安心してこどもを産み、愛情豊かに育てられるまちづくり

(1) 子育てや子育て家庭への支援

主要施策2：経済的負担の軽減

関連施策	事業内容	担当課
【拡充】 児童手当の給付	高校生年代までの児童を養育している保護者に対し児童手当を給付します。	こども課

(2) 特に支援を必要とするこどもと家庭へのきめ細やかな取組の推進

主要施策2：病気や障がいのあるこどもへの支援

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 インクルーシブ教育 に向けた取組	障がいのあるこどもと障がいのないこどもが可能な限り同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育を推進するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対し、多様な学びの場を用意します。 その際「ユニバーサルデザイン」の考え方を考慮しつつ、進めていきます。	学校教育課
【新規】 医療的ケア児の支援	医療的ケア児等が適切な支援が受けられるよう、コーディネーターの配置に努めます。	福祉課

主要施策4：外国につながるこどもへの支援・配慮

関連施策	事業内容	担当課
【拡充】 外国につながるこどもへの支援・配慮	それぞれの家庭が抱える必要とする支援の把握に努め、安定した生活基盤のもとで、こどもが円滑な教育・保育等の利用及び就学ができるよう、保護者及び教育・保育施設等・学校に対し必要な支援を行います。	福祉課 こども課 学校教育課

(3) 母親とこどもの健康の確保・増進

主要施策1：妊娠、出産への支援

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 こども家庭センターにおける相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠・出産・子育てなど、様々な相談に応じ、不安の軽減を図ります。	こども課

主要施策5：思春期保健の推進

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 インターネットによる健康被害防止に関する学習の実施	正しいインターネットの使い方について、健康に及ぼす被害等の指導の充実を図ります。	学校教育課

【基本目標3】子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

(2) 多様な保育サービスの充実

主要施策2：保育の充実

【保育事業の充実】

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 保育士の確保及び処遇の改善	保育の質の維持・向上のために、国や県が実施する保育士等処遇改善施策の活用を図るほか、県社会福祉協議会が行っている保育士支援制度の周知・情報提供を進めます。 また市においても、いっそうの保育士確保策を検討していきます。	こども課
【新規】 こども誰でも通園制度の実施	保護者の就労の有無に関わらず、月一定の時間の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	こども課

【基本目標 4】 こどもと子育てを地域で支えるまちづくり

(1) 地域における子育て支援体制の整備

関連施策	事業内容	担当課
【新規】 こども家庭センター の設置	こども家庭センターを設置し、地域ぐるみの子育て支援を推進します。	こども課



事業計画「量の見込み」と「確保方策」

(1) 特定教育・保育の量の見込み

① 第3期計画の目標値

令和7(2025)～令和11(2029)年度までの特定教育・保育の量の見込みは以下のとおりです。なお、①－②や、③－④など、差し引き後に0、またはマイナス値は充足されることを表しています。少子化に伴い、特定教育・保育の量の見込みは年々減少していくと予想されるため、今後は利用定員の見直しが必要になると考えられます。

ア 1号、2号認定

区 分		R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号 認定	量の見込み(人) ①		502	499	490	487	482	479
	確 保 方 策(人) ②			500	500	500	500	500
	①－②			-1	-10	-13	-18	-21
2号 認定	量の 見込み (人)	教育ニーズ		142	132	129	123	120
		保育ニーズ		992	930	898	845	821
		教+保 ③	1,159	1,134	1,062	1,027	968	941
	確 保 方 策(人) ④			1,140	1,140	1,140	1,140	1,140
	③－④			-6	-78	-113	-172	-199

イ 3号認定

区 分		R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳児	量の見込み(人) ⑤	231	229	214	205	195	186
	確保方策(人) ⑥		230	230	230	230	230
	⑤－⑥		-1	-16	-25	-35	-44
1・2 歳児	量の見込み(人) ⑦	313	330	321	292	264	243
	確保方策(人) ⑧		330	330	330	330	330
	⑦－⑧		0	-9	-38	-66	-87

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要目標

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次の通りです。

① 利用者支援事業

平成29(2017)年度に「日向市子育て世代包括支援センター」をこども課内に設置し、妊産婦や乳幼児及びその家族に対して、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援やサービスを提供し、安心してこどもを産み育てられる支援体制を図りました。

令和7年(2025)年度からは、児童福祉法の改正を受け、母子保健と児童福祉の相談支援が一体となった「こども家庭センター」を設置し支援に取り組めます。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(箇所)	1	1	1	1	1	1
確保方策(箇所)	1	1	1	1	1	1

② 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日・時間において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	24,027	21,825	20,815	19,724	18,524	17,326
確保 方策	(人)	22,052	21,825	20,815	19,724	18,524
	(箇所)	26	26	26	26	26

※年間の延べ人数

③ 放課後児童健全育成事業(低学年・高学年)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して放課後や長期休暇中、適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	812	836	823	777	762	712
学 年	1年生	197	211	209	194	176
	2年生	186	179	198	182	165
	3年生	177	202	180	169	152
	4年生	106	105	102	95	94
	5年生	85	80	78	73	72
	6年生	65	59	56	53	53
1～3年生計		559	592	587	545	493
4～6年生計		666	244	236	232	219
確保 方策	(人)	480	520	560	600	680
	(箇所数)	13	14	15	16	18

④ 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園又は認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に一時預かり（預かり保育）を行う事業です。

区 分		R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）		45,879	22,820	21,725	19,523	18,246	17,489
確保 方策	一時預かり事業 ※在園児対象型（人）	23,560	22,820	21,725	19,523	18,246	17,489

※年間の延べ人数

⑤ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児・幼児について、主として昼間に保育所その他の場所において一時的に預かる事業です。

区 分		R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）		1,198	1,225	1,152	1,109	1,054	1,022
確保 方策	一時預かり事業 ※在園児対象型以外（人）	425	1,101	1,035	997	947	918
	子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 ※就学前のみ（人）	136	124	117	112	107	104
	子育て短期支援事業 トワイライトステイ（人）	—	—	—	—	—	—
	計	561	1,225	1,152	1,109	1,054	1,022

※量の見込みは、実績に基づき推計 ※年間の延べ人数

⑥ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

育児の手助けをして欲しい人と育児の協力をしたい人との相互援助活動で、アドバイザーが連絡、調整を行います。事前に会員登録が必要です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	204	153	152	141	140	128
確保方策（人）	129	153	152	141	140	128

※年間の延べ人数

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	23,000	14,076	13,704	13,128	12,600	12,144
確保 方策	（人）	14,189	14,076	13,704	13,128	12,600
	（箇所）	2	3	3	3	3

※年間の延べ人数

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病・疲労など身体上、精神上、環境上の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設に入所させ、養育、保護を行う事業（原則7日以内）です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	50	50	50	50	50	50
確保方策（人）	40	50	50	50	50	50

※年間の延べ人数

⑨ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	396	371	349	336	319	309
確保方策（対応人数）	383	371	349	336	319	309

※量の見込みは、実績に基づき推計 ※年間の延べ人数

⑩ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図ります。

区 分	R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）	120	120	120	120	120	120
確保方策（対応人数）	0	120	120	120	120	120

※量の見込みは、実績に基づき推計 ※年間の延べ人数

⑪ 病児・病後児保育事業

病児保育：地域の児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

病後児保育：通園中の病気の回復期にある集団保育が困難な児童を、保育所等の専用スペースで看護師等が一時的に保育する事業です。

区 分		R5年度 実績	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人）		1,724	2,761	2,701	2,681	2,547	2,468
確保方策	病児・病後児保育事業（人）	2,764	2,761	2,701	2,681	2,547	2,468
	子育て援助活動支援事業 病児・緊急対応強化事業（人）	—	—	—	—	—	—

※量の見込みは事業量推計及び実績に基づき推計 ※年間の延べ人数

⑫ 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査、計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。妊婦一人あたり14回分の妊婦健康診査の助成を行っています。

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	491	467	445	422	401
確保方策(対応人数)	491	467	445	422	401

※量の見込みは実績及び児童人口推計に基づき推計 ※年間の延べ人数

⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整を図る取組を実施する事業です。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業

18歳未満の子どもを育てる家庭に対して、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て世帯や、妊産婦・ヤングケアラー家庭を対象にヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行い、養育不安の解消や家庭環境の改善を図っていく事業です。

⑰ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童を対象に居場所となる拠点を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う事業です。

⑱ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

⑲ 妊婦等包括的相談支援事業

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊産婦等の心身の状況、その置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み(人)	1,056	1,032	1,008	984	960
確保方策(人)	1,056	1,032	1,008	984	960

※令和4年度より出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援としての事業の制度化

※令和7年度より妊婦のための支援給付の制度化

※事業の実施拠点箇所数ではありません。 ※妊娠届出数×3回を量の見込みとする

②⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「こども誰でも通園制度」とは、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園を利用できる通園制度です。

区 分		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み 必要定員数 (人/日)	0歳児	0	24	24	24	24
	1歳児	0	7	7	7	7
	2歳児	0	6	6	6	6
量の見込み 必要受け 入れ時間数 (時間)	0歳児	0	4,220	4,220	4,220	4,220
	1歳児	0	1,230	1,230	1,230	1,230
	2歳児	0	1,050	1,050	1,050	1,050
確保方策 必要定員数 (人/日)	0歳児	0	24	24	24	24
	1歳児	0	7	7	7	7
	2歳児	0	6	6	6	6
確保方策 必要受け 入れ時間数 (時間)	0歳児	0	4,220	4,220	4,220	4,220
	1歳児	0	1,230	1,230	1,230	1,230
	2歳児	0	1,050	1,050	1,050	1,050

〔必要受け入れ時間数〕 ◆0～2歳の未就園児数×月一定時間（10時間）

〔必要定員数〕 ◆必要受け入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数（※）

（※）月 176 時間（8時間×22日）

②⑪ 産後ケア事業

令和元（2019）年に成立した母子保健法改正法を踏まえ、出産後の母子に対して産後ケアを通して心身のケア等を行うとともに、産後も安心して子育てができるように支援する事業です。

区 分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み（人日）	265	270	270	275	275
確保方策（人日）	265	270	270	275	275

※産婦数については、妊娠届出数や出生数などをもとに推計

推計産婦数（人）×（利用見込み産婦数（人）/全産婦数（人））×平均利用日数（日）

第3期日向市 子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発 行 日向市 福祉部 こども課
